

事業評価書（事前）

事務事業名		病院内保育所運営事業	
事務事業の概要	(1)目的	<p>医療施設勤務職員の離職防止及び潜在看護職員等の再就業の促進を目的として、医療施設勤務職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部（保育士等の人件費）について補助を行う。</p> <p>従来は看護職員のみを対象としていたが、他の医療施設勤務職員についても、医療の高度化・複雑化等に伴う休日深夜勤務の増加などの勤務形態の複雑化等の状況を踏まえ、看護職員確保の観点と医療従事者全体の確保策の一環として病院職員全体に対する子育て支援の観点からの二つの目的を持った事業に再構築するものである。</p>	
	(2)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象を、医師等の看護職員以外の職種へ拡大 ・病児等保育の促進、保育料の見直し等 	
	(3)達成目標	<p style="text-align: center;">予算額（案）</p> <p style="text-align: right;">2,165百万円</p>	
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性の有無〕</p> <p>看護職員以外にも特に当直の小児科医（女性医師）等についての必要性が高く、良質な医療を提供するために医療施設勤務職員全体の確保策及び病院職員全体の保育を行う必要がある。</p>	
	(2)有効性	<p>〔効果の発現時期、今後見込まれる効果〕</p> <p>病院職員の多様な勤務形態に応じた保育を行うことにより、14年度から医療従事者の確保等が図られる。</p> <p>なお、14年度より補助対象を拡大したことにより、医療施設勤務職員全体の離職防止及び再就業が促進される。</p> <p>また、病児等保育の実施により、地域の保育ニーズをも補完しつつ、仕事と子育ての両立の支援が促進されるものである。</p>	
	(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>既存の病院内保育所が活用されるため新たな施設の設置を要することは少なく効率的に事業が推進される。</p>	
	(4)その他 (公平性・優先性など)	<p>看護職員だけでなくそれ以外の職員の確保策及び子育て支援が図られるので医療従事者間に対しても公平性が増すものである。</p>	
関連事務事業		<p>事業所内託児施設助成金 認可保育所（法律補助）</p>	
特記事項		なし	
主管課及び関係課		（主管課）医政局看護課	